

## 農畜水産物等の放射性物質検査計画（令和6年度第4四半期分）

宮 城 県  
令和7年1月8日

「農畜水産物等の放射性物質検査について（令和6年3月30日付け生食発0330第2号厚生労働省大臣官房及び生活衛生・食品安全審議官通知）」及び「令和5年度宮城県食品衛生監視指導計画（以下「監視指導計画」という。）」に基づき、県内で生産される農産物、林産物、畜産物、水産物及び野生鳥獣並びに県内で販売される食品の検査計画を策定する。

### 1 検査対象品目

平成23年4月4日付け「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方（原子力災害対策本部作成、最終改正：令和6年3月30日）」のⅡの3及び監視指導計画第4の3に掲げる品目を中心とした、県内で生産又は販売される次の食品

#### (1) 農産物

県内で生産及び販売される穀類（米、麦類、そば）、豆類（大豆）、主要な野菜類、及び果実類のうち、計画期間に収穫期を迎える品目

#### (2) 林産物

次の品目のうち、計画期間に収穫期を迎える品目

- ① 基準値を超える放射性セシウムが検出された品目  
こしあぶら、たけのこ、ぜんまい、野生きのこ類、わらび、うわばみそう
- ② 基準値の1/2を超える放射性セシウムが検出された品目（①に掲げる品目を除く）  
たらのめ、ふき
- ③ 生産資材への放射性物質への影響から栽培管理及び継続的なモニタリング検査が必要な品目  
原木きのこ類

#### (3) 畜産物

##### ① 原乳

県内の3か所の集乳施設（クーラーステーション等）からそれぞれ採取した原乳

##### ② 牛肉

「全頭検査終了後の出荷・検査方針（平成23年8月19日原子力災害対策本部長へ提出、令和2年3月27日改正）」及び「「出荷・検査方針」の改正に伴う牛肉の放射性物質検査対象の見直しについて（令和2年3月27日付け畜第1091号宮城県農政部長通知）にて改正令和2年3月27日改正)」に基づき、廃用牛の出荷時検査を行う。（ただし、検査を実施する牛については事前に生体推定検査を実施する。）

#### (4) 水産物

次の品目を含む、計画期間に漁獲される海産魚種及び内水面魚種

- ① 基準値の1/2を超える放射性セシウムが検出された品目  
(ア) 海産魚種

(イ) 内水面魚種

イワナ、ヤマメ、ウグイ、アユ

② 令和5年4月1日以降に出荷制限を解除された品目

—

(5) 野生鳥獣

次の品目のうち計画期間に捕獲される野生鳥獣の肉類

基準値を超える放射性セシウムが検出された品目

イノシシ、ツキノワグマ、ニホンジカ

(6) その他の食品

本県において流通している食品（生産者及び製造・加工者の情報が明らかなもの（乾燥きのこ類、乾燥海藻類、乾燥魚介類、乾燥野菜類及び乾燥果実類等乾燥して食用に供されるもの（水戻しして基準値（100Bq/kg）が適用される食品を除く。）等の加工品を含む。）

2 検査対象市町村等の設定

- (1) 農産物及び林産物については、当該品目から基準値の1/2を超える放射性セシウムを検出した地域においては市町村ごとに3検体以上、その他の地域においては市町村ごとに1検体以上（生息等の実態を踏まえ、県内の市町村を越えて複数の区域に分割し、区域単位で3検体以上とすることもできる。）、それぞれ実施する。
- (2) 検体採取を行う地点の選択に当たっては、土壌中のセシウム濃度、環境モニタリング検査結果、過去に当該品目の検査で基準値の1/2を超える放射性セシウムを検出した地点等を勘案するとともに、放射性セシウム濃度が高くなる原因の一部が判明している品目については、当該要因が当てはまる地点を優先して選択する。
- (3) 水産物については、本県沖合海面を7つの海域に区分し、同様に実施する。

3 検査の頻度

週1回程度（ただし、品目の生産・出荷等の実態に応じて検査を実施するものとする。）  
農産物、野生のきのこ・山菜等のように収穫時期が限定されている品目については、収穫の段階または出荷の初期段階で検査を実施する。

乳については、3か月に1回検査を実施する。

牛肉については、検査対象牛がと畜された段階で検査を実施する。

水産物については、原則として週1回程度とし、漁期のある品目については、漁期開始前に検査を実施し、漁期開始後は週1回程度の検査を継続する。

ただし、基準値を超える又は基準値に近い放射性物質が検出された場合は検査頻度を強化する。

4 検査計画及び検査結果の公表

検査計画及び検査結果については、県ホームページ（みやぎ原子力情報ステーション）で公表する。

5 検査結果に基づく措置

- (1) 出荷前の農産物、林産物、畜産物及び水産物等については、基準値を超えた場合は出荷の自粛を要請し、市場に流通させない措置をとる。
- (2) 基準値を超えた食品については、食品衛生法に基づく廃棄命令、回収命令等の必要な措置をとる。

なお、加工食品が基準値を超えた場合には、食品衛生法に基づく措置のほか、原因を調査し、必要に応じて原料の生産地におけるモニタリング検査の強化等の対策を講じる。

#### 6 出荷制限後の検査計画の見直し

原子力災害対策本部から出荷制限の指示が出ている品目・区域については、検体の採取が可能な品目の場合、継続して検査を実施し、実態を把握することとする。

また、一部出荷制限解除品目については、県が定める管理計画に基づく頻度にて検査を行うこととする。

※計画の詳細は別紙のとおり。

(別紙)

## 県内農畜水産物等の放射性物質検査計画【令和6年度第4四半期分】

宮城県

区分		月別種別計画			備考	
		1月	2月	3月		
農産物	穀類	大豆 (2点程度)	該当なし (0点)	該当なし (0点)		
	野菜類・果実類	ネギ シュンギク 等 (7点程度)	イチゴ ツボミナ ユキナ 等 (11点程度)	コマツナ 等 (4点程度)		
林産物	きのこ類	原木しいたけ (18点程度)	原木しいたけ (18点程度)	原木しいたけ (18点程度)		
	山菜類	該当なし (0点程度)	該当なし (0点程度)	たらのめ ふき (4点程度)		
畜産物	原乳	原乳 (3点程度)	-	-		
	牛肉	牛肉 (430点程度)	牛肉 (430点程度)	牛肉 (430点程度)		
水産物	海産魚種	表層	イカナゴ、ツノナシオキアミ、サバ類	イカナゴ、ツノナシオキアミ、シラウオ、サバ類	イカナゴ、シラウオ、サバ類	
		中層	アイナメ、クロソイ、イカ類、スズキ	アイナメ、クロソイ、イカ類、スズキ	アイナメ、クロソイ、イカ類、スズキ	
		底層	アナゴ類、アンコウ類、エゾイソア イナメ、カレイ類、タコ類、タラ類、 ヒラメ	アナゴ類、アンコウ類、エゾイソア イナメ、カレイ類、タコ類、タラ類、 ヒラメ	アナゴ類、アンコウ類、エゾイソア イナメ、カレイ類、キチジ、ケムシ カジカ、タコ類、タラ類、ヒラメ	
		貝類	アカガイ、エゾアワビ、ホタテ、マ ガキ、マボヤ	アカガイ、エゾアワビ、キタムラサ キウニ、ホタテ、マガキ、マボヤ	アカガイ、エゾアワビ、キタムラサ キウニ、ホタテ、マガキ、マボヤ	
		海藻類	ワカメ、コンブ、ノリ	ワカメ、コンブ、ノリ、フノリ	コンブ、フノリ	
		沖合	カジキ類、サメ類、マグロ類 (180点程度)	カジキ類、サメ類、マグロ類 (180点程度)	カジキ類、サメ類、マグロ類 (180点程度)	
	内水面魚種	上流域	イワナ、ヤマメ、ワカサギ	イワナ、ヤマメ、ワカサギ	イワナ、ヤマメ、ワカサギ	
		下流域	ウグイ、ウナギ (20点程度)	ウグイ、ウナギ (20点程度)	ウグイ、ウナギ、アユ (20点程度)	
野生鳥獣		イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ (96点程度)	イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ (92点程度)	イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ (92点程度)		
その他の食品		乳・乳飲料・ミネラルウォーター 乳児用粉ミルク・乳児用食品・緑茶 乳酸菌飲料(乳児用を除く) 発酵乳・麺類等穀類加工品・漬物 豆類加工品・鶏肉・鶏卵 こんにやく・乾燥野菜(果実) ジャム・野菜(果実)ジュース 魚介類加工品・水産加工品 食肉製品等食肉加工品・そうざい 牛肉・豚肉・めん山羊・馬 等 (28点程度)	乳・乳飲料・ミネラルウォーター 乳児用粉ミルク・乳児用食品・緑茶 乳酸菌飲料(乳児用を除く) 発酵乳・麺類等穀類加工品・漬物 豆類加工品・鶏肉・鶏卵 こんにやく・乾燥野菜(果実) ジャム・野菜(果実)ジュース 魚介類加工品・水産加工品 食肉製品等食肉加工品・そうざい 牛肉・豚肉・めん山羊・馬 等 (28点程度)	乳・乳飲料・ミネラルウォーター 乳児用粉ミルク・乳児用食品・緑茶 乳酸菌飲料(乳児用を除く) 発酵乳・麺類等穀類加工品・漬物 豆類加工品・鶏肉・鶏卵 こんにやく・乾燥野菜(果実) ジャム・野菜(果実)ジュース 魚介類加工品・水産加工品 食肉製品等食肉加工品・そうざい 牛肉・豚肉・めん山羊・馬 等 (28点程度)		